

第8回

(令和2年8月11日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和2年8月11日(火) 午前9時30分から午前10時15分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栞原 和親
10番委員 深水 勇治

4 欠席委員 なし

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 会議書記の指名

4) 議第32号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第33号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

議第34号案 非農地証明願いに対する認定について

議第35号案 農地転用事業計画変更承認申請について

議第36号案 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

協議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買の申出について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、10番・1番委員をお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

議長 議第32号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第32号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について10番委員から調査報告をお願いします。

10番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人(稼働力3人)経営面

積は、370a、田 330a、畑 40a、乳牛成牛 35 頭、育成牛 25 頭、黒毛和牛の成牛 4 頭、育成牛 4 頭です。3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：0.15Km。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：贈与 0 円です。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：一式揃っております。8 番（取得農地の利用計画）：トウモロコシを作付け。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号 2、3 番について 2 番委員から調査報告をします。

2 番 この案件につきましては、平成 14 年に申請者のお父さんたちが交換されていたものを、そのままになっていたものですから、農業委員会として仲に入りまして、現状の確認とこれからのことについて、話し合いを行いました。（調査番号 2）譲受人の経営内容について報告します。経営面積は、237a、田 165a、畑 71a、経営は野菜を栽培されています。機械は、トラクター 3、集落営農のオペレーターをされており、集落営農の機械を使用しております。家族 3 人（稼働力 2 人）、2 番（通作距離）：100m、2 分です。（調査番号 3）譲受人の経営内容について報告します。経営面積は、1910a、田 857a、他が畑です。トラクター 6、2 トントラック 6、4 トントラック 4、ホイールローダー 5、田植機 1、家族 3 人（稼働力 1 人）従業員 23 人です。2 番と 3 番の土地の交換ですが、3 番の申請物件は、既に牛舎が建っております。3 番の譲受人が牧場を拡張されるときに周囲の農地を購入されたわけですが、2 番の譲受人の方の時に売買ではなく、交換にして欲しいという申し出でこのような状況になりました。すぐ登記する予定でしたが、2 番の申請地があっせんで購入されてすぐの物件だったため、しばらく時間をおくということで、手続きがされないまま今日に至ったという訳です。2 番は水稻栽培、3 番は牛舎として使用しております。きちんとするため農業委員会が入りまして、2 番の申請人は宅地並みの固定資産税を支払ってききましたので、登記に関しての手数料の調整で行うという話し合いになりました。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号 4 番について 1 番委員から調査報告をお願いします。

1 番 （調査番号 4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族 6 人（稼働力 3 人）臨時雇用として従業員 5 人、経営面積は、1300a、田 550a、転作作物 750a、繁殖牛の成牛 29 頭、育成牛 5 頭、子牛 13 頭 3 条調査項目により報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：1Km。3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：贈与 0 円です。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター 4、コンバイン 2、田植機 1、粃摺機 1、乾燥機 5 を

所有。8番（取得農地の利用計画）：牧草を作付け。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

議長 質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

以上により、全員賛成ですので許可するものとします。

議長 議第33号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第33号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）今回は所有権移転4件、利用権設定が19件です。所有権移転につきましては、農業公社の買入2件、売渡2件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1～19番適格の報告あり）

議長 この中の10番から17番までは、先月説明しました地域で1戸の農家に貸すということで、小作料は0円ということでした承いただいたものです。

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。

4番 利用権設定については、別に問題ありませんが今回の豪雨災害で物納契約の場合、水田が被災して米ができない状態のときに、物納の場合は、どうすれば良いでしょ

うか。

清水中間管理担当

先日、農業公社からそのことについて、説明がありまして、耕作者に対しての豪雨災害の支援ということで、賃料減免の通知を出しているそうです。そちらの方で申請をしていただければ、金納、物納などの措置があるそうですので、質問があった場合は、そういうことで答えていただければと思います。

- 4 番 中間管理機構を通さずに相対で利用権設定の場合は、双方で協議でしょうか。
- 議 長 双方協議にということになります。農業委員に立会依頼がくるかもしれません。
- 8 番 中間管理機構を通して貸借をしている場合、豪雨災害で全然作物ができない、一毛作、二毛作もできないというときに、中間管理機構に申請をすると言われましたが、全然採れない場合、来年もどうなのかなという面もあるのですが、そういうところは、どうすれば良いかと思っているところです。4年前に農地を買った人がいますが、そこが豪雨災害で全然ダメなところもあります。借りている方が横山、中原地区にいっぱいいらっしゃるのですが、そこが、まったく手をつけられない状態なので、こういう時の小作料というのは、中間管理機構を通して、どういう補償をされるのかをお聞きしたいのです。

事務局 農作物が収穫できなかった圃場は、中間管理機構が補助金を使って小作料を払います。農家は中間管理機構に支払わなくてもいいです。国庫補助金で作物が取れなくても支払うということになっています。賃料より収益が少なかったところは、一部減免または、全部減免となり、農家は払わなくても地主には賃料が支払われるということです。収益が全くないところも農家は払わなくても地主には賃料が支払われるということになります。賃料の支払いを2月まで待ってもらうこともできます。日程的には、今週、中間の受け手の農家には手紙が届くことになっておりますので、該当する場合は、書類を提出していただくと減免できることになっており、そういう救済措置になっています。

- 8 番 ありがたいと思ったのですが、作物が来年度もできなくて基盤整備をしないといけないような状態のときに、借り手が借りませんというようなことで、地主では農地として復元できないときに、その農地がどうなっていくのでしょうか。

議 長 復旧については、これから先、計画されて復旧されていくと思います。錦町で22億円の被害があるそうですので、国と調整しながらされていくとは思いますが。作付できない場合の全額免除ということで、当面の間は安心できるのかなという感じがします。先ほど4番からあった基盤強化法で契約をされているときに、そういった補償がありませんので、相対で話し合っただけ以外はないのかなと思います。農林振興課にも相談してみます。

議 長 それでは、只今の報告に適格と認められる方の挙手を求めます。
(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 議第34号案非農地証明願ひに対する認定についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第34号案非農地証明願ひに対する認定について（朗読）

議 長 調査番号1について、一武地区の調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号1）8月7日一武地区の農業委員、推進委員で現地確認を行いました。現地の状況は、非農地調査の申請がされた農地の隣地であります。申請現地は隣地の非農地申請後に竹の伐採、抜根をするときに伐採、抜根をお願いされ作業されたようであります。現在の写真を見ていただきますと伐採後の切株、抜根した竹の根が残っている状況になっております。本人に確認しましたが、畑に復旧するつもりはないとのことでした。以上のことから調査を行った一武地区の委員で協議した結果、非農地と判断できると考えます。

議 長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。

議 長 それでは、一武地区の方は非農地認定ということでした。賛成される方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全員賛成ですので、非農地として認定することにいたします。

議 長 議第35号案農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第35号案農地転用事業計画変更承認申請について（朗読）

事務局 議第36号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 関連した案件ですので、まとめて7番委員から調査報告をお願いします。

7 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は平成8年2月整形外科ができるということで薬局をつくる予定でしたが病院の計画変更があり院外処方から院内処方になったため、そのままの状態にしておりましたが、今年7月の災害で人吉市の事務所の被害が大きかったためです。次に農地法にかかる事務処理要領により、報告します。a 許可の取消処分を行っても、旧所有者により農地の効率的利用が認められないこと。該当します。b 許可目的達成困難となった理由が転用事業者の故意又は重過失と認められないこと。該当します。c 変更後の転用事業が変更前と比べて同程度又はそれ以上の必要性及び緊急性があると認められる。該当します。d 変更後、事業計画に従って実施されることが確実と認められること。該当します。e 変更後の転用事業による周辺農業等へ及ぼす影響が、変更前と比べ同程度又はそれ以下であると認められること。該当します。f 変更後の転用事業が、農地転用許可基準により許可相当と認められること。該当します。以上の報告により、農地法にかかる事務処理要領の全てに該当し、承認することができると思えます。調査報告終わります。引き続き、5条について7番委員より報

告します。申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は事務所及び倉庫用地です。施設概要は事務所及び倉庫 241.50 m²、5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：許可下り次第です。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）町の上水道を利用し生活雑排水、汚水については、合併処理浄化槽を使用し、雨水については、自然浸透でオーバーフローした分は側溝及び用水路に排出します。7番（防除措置）造成済で問題なし。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 それでは、35号案、36号案について、質疑のある方は挙手をお願いします。
9番 平成8年に購入されて、このように長く、買って、そのままにしておいて、今になって、もともと薬局を造られる予定だったと思うのですが、地目はまだ、田ですよ。ね。こういうことで何十年も…実際（何年も）おいて計画変更承認申請を出されて、こういうことで放置していて良いのでしょうか。

事務局 質問がありましたけれども、本来は、促進措置をしなければなりません。許可を取り消すとか。そういう手続きになっているのですが、その措置をされないまま今に至っております。

9番 促進措置は農業委員会からするのですか。それとも、農林振興課からするのですか。

事務局 許可者の県知事から促進措置がされます。

9番 県からは何もされていないということですか。結果的には、農業委員会か町が何も言わないから県も知らない。だから、促進措置もとられない。こういう状態をおいていくのも問題ではないかと思えます。農地が大きいとか、農地が多く残っているとか言われるのはこういうものが影響して、錦町に農地がいっぱい残っているのではないのでしょうか。そういうところを早く整理してやらないと、何かのときに錦町は、まだこんなに農地が残っているのではないかと言われたときに、錦町にはこれだけ小さいのですという理由が成り立たなくなると、農業委員会としてもたいへん困るのではないかなと思えます。だから、こういうものは、早く処置をしていかないと、いかげいのでないかなと思えます。やはり注意するところは注意してやるべきじゃないかなと思えます。

議長 まったくその通りだと思います。私たちは、申請に基づいて報告をします。その時に自分の担当範囲で、申請があったのに全然転用が進まないとか。そんなところには、注意をして、それぞれの委員さんも、自分の範囲を見守っていくというのも大事ではないかなと思えます。確かに、経過報告で、県に報告するようになっているのですが、私たちも注意しなければならないと思っています。

事務局 転用者は、転用の進捗報告を県に報告しなければなりません。以前は、全部の案件が提出の義務があったわけではありません。広い農地だけは、県がチェックしていましたが、狭い農地については、県もチェックをされていなかったのが現状です。

昨年の4月から狭い農地の転用についても提出するような事務要項になりましたので、今からは全件チェックができると思います。会長が言われたように農業委員さんもチェックをお願いします。

議長 それでは、質問もないようですので、35号案の変更承認申請、36号案の5条許可申請について申請どおり許可することについて意義のない方は挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

それでは、申請どおり許可することといたします。

議長 報告第8号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第8号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

議長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について（説明）

議長 1番は一武地区ですが、どのように決めましょうか。

8番 8番、石坂委員と田浦委員で担当します。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年8月11日

農業委員会会長

10番 農業委員

1番 農業委員